

パブリック・コメント実施要領(短期大学)

2025（令和7）年度から認証評価としての第4期を迎えることから※、さらなる発展を図るため、短期大学基準等の改定を行います。そして、このたび改定案に対するパブリック・コメントを実施しますので、下記要領に従い、ご意見をご提出ください。

意見提出期限

2023年3月31日（金）まで

意見募集の対象

「短期大学基準」の改定案及び新たに設定する「評価項目」

（※「評価の視点」は短期大学による点検・評価及び本協会による評価における一つの準拠点であり、基準として定めるものではないため、本パブリック・コメントの対象とはいたしません。）

改定案等の閲覧方法

下記URLより本協会ウェブページにアクセスし、閲覧してください。

<パブリック・コメント実施ページ>

https://www.juaa.or.jp/news/detail_860.html

意見提出方法

パブリック・コメント実施ページに掲載のウェブフォームよりご回答ください。

以上

※ 第4期の開始年を2025（令和7）年度とすることについては「改定ポイント」冒頭をご覧ください。

改定ポイント

改定方針等

検討を始めるにあたって基準委員会は、下記を次期短期大学認証評価の基本的な方向性として合意した。

1. 学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価
2. 大学の取り組みの有効性・達成度を重視する評価
3. オンライン教育の動向を踏まえた評価
4. 学生の意見を取り入れた評価
5. 特色ある取り組みの評価
6. 効果的・効率的な評価の実施

なお、第4期短期大学認証評価の開始時期を大学評価に合せ、2025（令和7）年度とすることとした。そのことによって、大学・短期大学併設校などがより対応しやすくなるようにした。

改定概要

(1)基準

主要な改定点は次のとおりである。

- ◆ 冒頭の基準の「趣旨」に一文を加え、短期大学が有する意義をより明確にした。
- ◆ 基準2「内部質保証」の「解説」部分を整理・補強した。その際、「教育の企画・設計や実施において全学的に必要な措置を採っていく」という一文を入れ、いわゆる教学マネジメントに関わる内容を明確化したほか、情報公開の一環において学生の学習実態、学習上の成果に関する情報を公表する重要性を明確にした。
- ◆ 基準4のタイトルを「教育・学習」に改め、教員側の働きかけである「教育」ばかりでなく、学生の「学習」についてもより意識的に目を向けられるようにした。
- ◆ 上記のほか、基準のさまざまところで「学習」ないし「学習成果」の観点から内容を補足した。
- ◆ 短期大学設置基準等において「教育研究実施組織」が規定されたことや、学科等の運営に責任を担う旨が基幹教員の要件として明確になったことを踏まえ、基準6「教員・教員組織」に、教員と職員の役割分担、責任の明確化と協働・連携に関する一文を入れた。
- ◆ 基準7「学生支援」において、これまではハラスメント防止のみが書かれていたが、学生の人権への配慮の多面性や重要性に鑑みて、内容を補足した。
- ◆ 研究成果を継続的に生み出すための環境整備や支援は、短期大学にとって重要とな

るものの一つであることから、より具体的になるよう改めた。

- ◆ 基準 10「大学運営・財務」において、これまで教学組織と法人組織の関係は「適切な連携体制」のみが言われていた。しかし、短期大学を管理するものとしての法人運営そのものの適切性も問われるべきであるため、「適切な運営・連携体制」の構築を求めるものとした。
- ◆ 例えば、学習状況の把握や指導、支援等は、オンライン教育に特に重要だといえるが、対面式の場合でも同じように重要だといえる。こうしたことから、基準では特にオンライン教育に特有のことを書き入れるというより、対面式教育にも通ずる大学教育としての基本を定め、オンライン教育に固有な細かな内容は、「評価の視点」(後述)のレベルに定めることとした。
- ◆ その他、表現等の所要の改定を行った。

(2)評価項目・評価の視点

従来「点検・評価項目」としていたものは、短期大学だけでなく評価者も依拠する趣旨を明確にするため、名称を「評価項目」に変更した。また、主に自己点検・評価の際の視点である「評価の視点」と「評価者の観点」が別であったのを改め、「評価の視点」として一本化した。

内容としては、「大学の取り組みの有効性・達成度を重視する評価」を基本的な方向性とし、「…につなげているか」「…期待された効果が得られているか」といった表現をとるなど留意したほか、法令事項等の基礎要件は、別途基礎データや基本情報一覧で確認するものとして評価項目、評価の視点で直接言及するのを避けた。その他、基準の改定内容に沿ったものとした。

(3)「オプション項目」の扱い

「組織的に行っているユニークな取り組み」を短期大学が自由に自己点検・評価できるよう、点検・評価項目に「オプション項目」を設けていたが、独立した項目としては今後は設けない。例えば、教育に関して行っている「ユニークな取り組み」であれば、基準4等の通常の評価項目の中で自己点検・評価するものとする。

(4)その他、短期大学特有の事項

- ◆ 同一法人内に大学が併設され、運営上の関係性が極めて強い短期大学も多い。すべての短期大学に本来的に当てはまることではないので、基準本文に文言は盛り込まないが、基準2内部質保証、基準6教員・教員組織、基準10(1)大学運営に関連する評価の視点を設けた。
- ◆ 教育研究上の目的の学則等への明記や3つの方針については、従来通り専攻科につ

いても求めることとした（ただし、学位を授与する課程でないことから、「学位授与方針」に代えて「課程修了認定に当たっての考え方」を求める）。

- ◆ 短期大学はその地域の入学者の割合が高いなど、地域と密接にある教育機関といえる。このこともあって、現行の短期大学基準では、「とりわけ地域との連携をその理念・目的の中に掲げる短期大学においては…」というパラグラフが基準9「社会貢献・社会連携」に盛り込まれている。この立場を継承した。

名簿

①基準委員会

職名	氏名	所属大学	専門分野
委員長	圓月 勝博	同志社大学	英文学・英語教育
副委員長	木村 彰方	東京医科歯科大学	基礎医学（人類遺伝学）
委員	渥美 寿雄	近畿大学	エネルギー工学
//	小名木 明宏	北海道大学	刑法
//	金子 元久	筑波大学	高等教育論
//	熊谷 健一	明治大学	知的財産法
//	小出 和代	東京都立晴海総合 高等学校	外部有識者
//	小林 浩	リクルート『カレッジ マネジメント』	外部有識者
//	斎藤 聖美	ジェイ・ボンド東短 証券株式会社	外部有識者
//	佐々木 隆志	元静岡県立大学短期 大学部	高齢者福祉、社会福祉
//	杉本 和弘	東北大学	比較教育学、高等教育論
//	高田 昌代	神戸市看護大学	ウィメンズヘルス 看護学分野
//	竹内 比呂也	千葉大学	図書館情報学
//	富田 宏治	関西学院大学	政治学
//	中野 綾美	高知県立大学	小児看護学
//	花木 啓祐	東洋大学	環境学、都市工学、 地球環境学
//	半藤 英明	熊本県立大学	日本語学
//	藤井 裕子	神戸教育短期大学	教育心理学
//	藤村 博之	法政大学	経営学
//	藤村 正之	上智大学	福祉社会学、文化社会学、 社会学方法論
//	堀井 祐介	金沢大学	高等教育、eラーニング、 北欧神話
//	松浦 良充	慶應義塾大学	教育学
//	村上 賢	麻布大学	分子生物学、獣医学
//	柳井 雅人	北九州市立大学	経済学
//	吉井 昌彦	神戸大学	経済学

②大学評価システム検討小委員会

職名	氏名	所属大学	専門分野
主査	半藤 英明	熊本県立大学	日本語学
委員	佐藤 賢一	京都産業大学	生化学、細胞生物学、 分子生物学
//	櫻井 卓	東北学院大学	大学評価、教学部門実務
//	下山 昭夫	淑徳大学	社会福祉学、社会学
//	藤井 裕子	神戸教育短期大学	教育心理学
//	堀井 祐介	金沢大学	高等教育、eラーニング、 北欧神話
臨時委員	秋田 恵一	東京医科歯科大学	臨床解剖学分野
//	一戸 達也	東京歯科大学	歯科麻酔学

以上